

平成23年第1回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日 時 : 平成23年1月12日(水) 8:30~9:34
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 笹嶋 唯博理事, 松野 丈夫理事, 山内 一也理事,
竹中 英泰理事
4. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 前田 敬道監事, 伊藤事務局長, 太田学長政策推進室長,
佐藤監査室長, 中村総務部長, 高橋病院事務部長, 市山教務部長, 山内総務課長,
今田会計課長, 中西施設課長, 高橋学生支援課長, 堤総務課長補佐,
国井総務課長補佐, 松井総務係長, 山村総務係主任

議事に先立ち、学長から、第11回役員会(平成22年12月8日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議 題

1. 診療従事等教員特別手当の新設について

本件について、学長から発議の後、平成22年4月1日付けで診療報酬点数の改定が行われ、この背景には勤務医の待遇改善があることから、医員及び初期研修医の待遇改善に引き続き、病院で診療に従事する教員などの待遇改善を図ることとし、年2回の特別手当として「診療従事等教員特別手当」を新設すること。この手当の財源は、診療報酬点数の改定による増収分を充てることの説明があった。

次いで、山内総務課長から、資料1に基づき説明の後、審議の結果、原案のとおり、これが了承された。

なお、この手当は、平成23年1月1日から支給する旨学長から付言があった。

2. 時間外診療特別料金の導入について

本件について、学長から発議の後、高橋病院事務部長から資料2に基づき、救命救急センターは、緊急性のある重症患者に重点を置いた診療を行うため、夜間・休日における緊急性がない受診者に対する「時間外診療特別料金」の導入について説明があり、審議の結果、時間外加算金額を5,250円とし、平成23年3月1日から実施することが了承された。

3. 医学科学生に対する奨学資金貸与制度の新設について

本件について、学長から発議の後、学長が医学科編入学生と懇談した際に、学生から生活が苦しいため経済的支援を願う旨の要望があったこと。看護学科学生に対しては、本学独自の奨学資金貸与制度を設けていることから、大学運営会議において検討の結果、医学科学生に対して奨学資金を貸与し、経済的支援を行うことによって、学習に専念できる環境を整備するため、新たに医学科学生に対する奨学資金貸与制度を設けることの説明があった。

次いで、市山教務部長から、資料3に基づき説明の後、審議の結果、原案のとおり、これが了承された。

なお、本件は、平成23年1月20日開催予定の経営協議会へ付議する旨、学長から付言があった。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 平成23年度国立大学法人運営費交付金の内示について

平成23年度予算における文部科学省からの運営費交付金の内示については、資料4のとおりであること。また、平成22年度においては、「臨時的減額」として、標準教員の給与費相当額を除く一般運営費交付金算定対象支出について、附属病院を有する法人は、▲1.4% (▲48,362千円) の削減率であったが、平成23年度は「大学改革促進係数」として、附属病院を有する法人の削減率は▲1.3% (▲46,084千円) となること。

(2) 病院情報管理システムに係るNTT東日本の対応について

NTT東日本からの訴訟提起に関し、本学が東京地裁から旭川地裁への移送申立てを行ったこと。

なお、高橋病院事務部長から資料5に基づき説明があった。

2. その他

(1) 平成21年度決算検査報告（会計検査院）について

平成22年12月9日に会計検査院主催の「平成21年度決算検査報告説明会」が開催され、宮森監事が出席されたこと。

宮森監事から、資料6に基づき説明があり、競争的資金等に関する指摘などの再発防止等に努めるよう、会計検査院から周知徹底の要請があった旨の報告があった。

また、学長から、同様の事態がないか点検し、必要な場合には是正又は改善を図ることにより、より適正な大学運営に努める旨の発言があった。

次回の開催予定

次回役員会は、平成23年2月16日（水）午前8時30分から開催すること。

以上

